

第8 火災予防

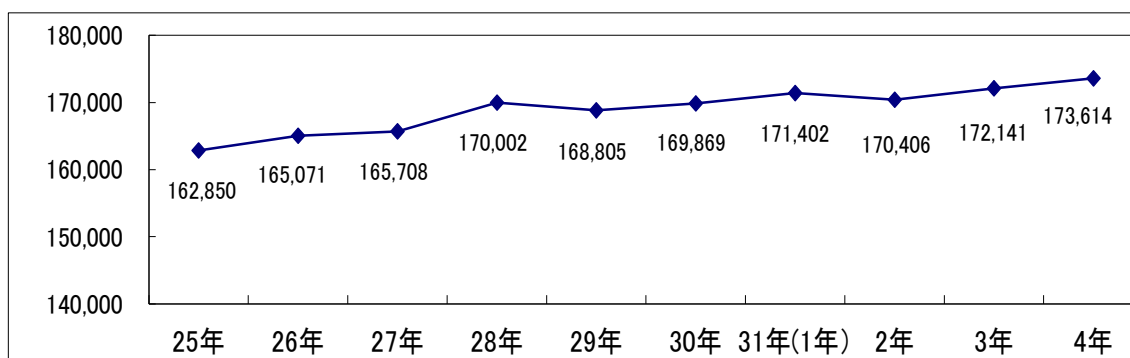
第 8 火災予防

1 防火対象物の実態

令和 4 年 3 月 31 日現在、消防用設備等の設置を必要とする防火対象物（消防法施行令別表第 1 [一] 項から第 [十六の三] 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 150 m²以上のもの及び [十七] 項から [十九] 項までに掲げる防火対象物。）の数は 173,614 件で、前年度（172,141 件）に比べ 1,473 件増加している。地域別に見ると、福岡市が 59,516 件（34.2%）、北九州市が 32,812 件（18.8%）と、両政令市で県内の 53%を占めている。

用途別に見ると、共同住宅が 65,342 件（37.6%）と最も多く、次いで事務所等の 18,342 件（10.5%）、工場等の 15,134 件（8.7%）の順となっている。

最近 10 年間における防火対象物数の推移



2 防火管理

消防法では、防火対象物の用途、規模、政令で定める基準に基づき、その収容人員が 30 人以上又は 50 人以上の防火対象物の管理権原者は、当該防火対象物（面積により甲、乙の 2 種に区分される。）につき、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理上必要な業務を行わせることとされている。

令和 4 年 3 月 31 日現在において、防火管理者を選任し、防火管理体制を確立しなければならない防火対象物は、県内に 47,104 件存在し、そのうち 88.4%にあたる 41,686 件が防火管理者を選任している。

また、消防計画を作成している防火対象物は 40,480 件で全体の 85.9%である。

防 火 管 理 者 選 任 状 況 等

各年3月31日現在

区 分			令和4年	令和3年	増減
防火管理実施 義務対象物数	計		47,104	47,680	△576
	甲種		40,741	41,121	△380
	乙種		6,363	6,559	△196
防火管理者を 選任している 防火対象物	防火 対象 物数	計	41,686	42,131	△445
		甲種	36,806	37,124	△318
		乙種	4,880	5,007	△127
	選 任 率	計	88.5	88.4	0.1
		甲種	90.3	90.3	0
		乙種	76.7	76.3	0.4
消 防 計 画 を 作成している 防火対象物	防火 対象 物数	計	40,480	40,068	412
		甲種	35,756	35,427	329
		乙種	4,724	4,641	83
	作 成 率	計	85.9	84.0	1.9
		甲種	87.8	86.2	1.6
		乙種	74.2	70.8	3.4

3 消防用設備等の規制

防火対象物には、その用途、規模、構造等が一定以上のものに対し、消防用設備等の設置維持義務が課されている。

消防用設備等は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に区分されるが、個々の防火対象物の延べ面積、収容人員等の規模に応じて、設置すべき設備等が定められている。

消 防 用 設 備 等 の 設 置 状 況

令和4年3月31日現在

区 分	設 置 必要数	設 置 済 数		特 例		
		うち一部 不 適 合	令第32条 適 用	法第17条の 2の5適用等		
消 火 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	18,399	12,808	266	5,154	108
	スプリンクラー設備	5,671	4,777	60	873	1
	水 噴 霧 消 火 設 備	6,425	6,313	51	87	7
	屋 外 消 火 栓 設 備	1,919	1,779	56	66	4
	動 力 消 防 ポ ン プ	338	262	2	70	6
警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	79,735	64,882	1,227	14,275	193
	漏 電 火 災 警 報 器	4,318	4,205	50	38	0
	非 常 警 報 設 備	22,613	18,919	174	3,523	0
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	174	174	1	0	0
避 難 設 備	避 難 器 具	19,766	18,105	214	1,481	0
	誘 導 灯	61,712	54,660	700	6,510	0
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	消 防 用 水	732	696	1	30	0
	排 煙 設 備	426	370	3	56	0
	非 常 コ ン セ ン ト	4,147	4,131	9	12	3
	連 結 散 水 設 備	239	122	0	96	18
	連 結 送 水 管	14,815	14,736	192	41	26

4 消防設備士

(1) 試験・免状

消防用設備等の工事及び整備には専門的な知識、経験を必要とするものが多く、また、その維持管理が適正に行われる必要があることから、消防用設備等のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、都道府県知事から消防設備士免状の交付を受けた者が工事又は整備を行うこととされている。

免状の種類は、甲種（特類から第5類までの6分類）と乙種（第1類から第7類までの7分類）に分かれ、甲種消防設備士は指定された類の消防用設備等の工事又は整備業務を、乙種消防設備士は指定された類の消防用設備等の整備業務を行うことができる。

試験は、都道府県知事又は都道府県知事から委任を受けた指定試験機関が毎年1回以上実施することとされており、本県では昭和60年度から（一財）消防試験研究センターに試験事務を委任している。

消防設備士試験の実施状況

令和3年度

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数	合格率
甲種	特類	46	38	7	18.4
	第1類	676	494	153	31.0
	第2類	156	131	39	29.8
	第3類	165	135	41	30.4
	第4類	916	672	225	33.5
	第5類	162	138	41	29.7
	小計	2,121	1,608	506	31.5
乙種	第1類	73	45	19	42.2
	第2類	17	16	6	37.5
	第3類	27	23	5	21.7
	第4類	334	257	67	26.1
	第5類	28	25	15	60.0
	第6類	1,046	836	309	37.0
	第7類	172	147	88	59.9
	小計	1,697	1,349	509	37.7
計		3,818	2,957	1,015	34.3

消防設備士免状の交付状況等

令和3年度

区 分		件 数
交 付		1,262
書 換	写 真 以 外	13
	写 真	494
再 交 付		49

(2) 講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、それに対応して技術上の基準も改正されている。消防設備士は、これらの進歩に対応した新しい知識技能を身につけるため、免状の交付を受けた日から最初の4月1日から2年以内、以後は講習を受けた日から最初の4月1日から5年以内ごとに都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならないこととされている。

消防設備士法定講習の実施状況は、次のとおりである。

消防設備士法定講習の実施状況

令和3年度

講習の区分	回	申請者数	修了者数	内訳（講習の対象となる設備士の種類）		
				甲種第特類		
特殊消防用設備等	1	40	39	39		
消火設備	9	703	694	甲種第1類	甲種第2類	甲種第3類
				590	235	201
				乙種第1類	乙種第2類	乙種第3類
				81	34	29
警報設備	12	1,114	1,096	甲種第4類	乙種第4類	乙種第7類
				878	216	367
避難設備・消火器	9	774	770	甲種第5類	乙種第5類	乙種第6類
				182	40	752
合計	31	2,631	2,599			

注) 内訳は、延べ数であるので、修了者数とは必ずしも一致しない。

平成9年度から講習区分が改正され、従来の第1種講習、第2種講習は「消火設備」に、第3種講習は「警報設備」に、第4種講習、第5種講習は「避難設備・消火器」にそれぞれ移行された。

(3) 免状違反処理

消防法第17条の7第2項及び同項により準用される同法第13条の2第5項には、「消防設備士がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているときは、消防設備士免状を交付した都道府県知事は、当該消防設備士免状の返納を命ずることができる。」と規定している。

消防設備士免状の返納命令については、全国統一的な運用を図るため、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」が定められ、平成4年10月1日からその運用が開始された。

本県における令和3年度の返納命令対象者はなし。

5 消防同意

建築物の新築、増築、改築、用途変更等について、特定行政庁又は建築主事が許可、認可又は確認を行おうとする場合、当該建築物が法令に適合しているかどうか、事前に消防機関の審査を受け、同意を得ることが必要とされている。

令和3年度の本県における消防同意事務処理状況は次表のとおりである。

消 防 同 意 事 務 処 理 状 況

令和3年度

区 分	同 意			不 同 意				合 計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
合 計	6,660	3,281	3,379	—	—	—	—	—	6,660
新 築	5,686	2,900	2,786	—	—	—	—	—	5,686
増 築	737	338	399	—	—	—	—	—	737
改 築	14	6	8	—	—	—	—	—	14
移 転	6	5	1	—	—	—	—	—	6
修 繕	8	6	2	—	—	—	—	—	8
模 様 替	4	0	4	—	—	—	—	—	4
用途変更	78	21	57	—	—	—	—	—	78
そ の 他	127	5	122	—	—	—	—	—	127

6 予防査察

消防機関は、火災予防のために必要があるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。

令和3年度に県内の消防機関が行った予防査察件数は23,050件であり、防火対象物数(173,614件)のうち13.2%について指導を行っている。

火災予防査察実施状況

令和3年度

区 分	査察件数	区 分	査察件数
合 計	23,050	8 図 書 館 等	40
1-イ 劇 場 等	72	9-イ 特 殊 浴 場	71
1-ロ 公 会 堂 等	547	9-ロ 一 般 浴 場	18
2-イ キャバレー等	5	10 停 車 場 等	59
2-ロ 遊 技 場 等	109	11 神 社 ・ 寺 院 等	365
2-ハ 性風俗関連特殊営業 店舗等	1	12-イ 工 場 等	1,662
2-ニ カラオケボックス等	37	12-ロ ス タ ジ オ	1
3-イ 料 理 店 等	25	13-イ 駐 車 場 等	306
3-ロ 飲 食 店	1,068	13-ロ 航 空 機 格 納 庫	4
4 百 貨 店 等	1,677	14 倉 庫	1,688
5-イ 旅 館 等	484	15 事 務 所 等	1,925
5-ロ 共 同 住 宅 等	4,453	16-イ 特 定 複 合 用 途	3,926
6-イ 病 院 等	778	16-ロ 非 特 定 複 合 用 途	1,068
6-ロ 社 会 福 祉 施 設 等 (主に入居を伴う)	596	16-2 地 下 街	0
6-ハ 社 会 福 祉 施 設 等 (主に通所)	1,048	16-3 準 地 下 街	—
6-ニ 幼 稚 園 等	155	17 文 化 財	62
7 学 校	757	18 ア ー ケ ード	43

7 民間防火組織

(1) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱い等についての教育を行い、また、集団活動及び社会活動を通じて防火・防災の知識を学ばせること等を目的として、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるものである。

令和4年4月1日現在の本県の組織数は、538団体63,965人である。

(2) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるものであり、火災予防等に関する知識を修得させることにより、防火意識の高揚を図り、地域や各家庭における火災の予防を推進しようとするものである。

少年消防クラブの活動内容は、避難訓練、防火ポスター作成、実地見学等多種多様にわたっており、学校や校区を中心に活発な訓練、活動が展開されている。

令和4年4月1日現在の本県の組織数は、33団体1,087人である。

(3) 女性（婦人）防火クラブ

女性（婦人）防火クラブは、日頃、家庭において火を使用する機会の最も多い主婦等が火災予防に関する知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るため、消防機関等の協力を得ながら初期消火訓練、住宅用火災警報器普及促進等の各種防火活動を実施している。

平成19年5月29日には、各地域のクラブの情報共有や相互連携を目的とした福岡県女性防火クラブ連絡協議会が設立された。

令和4年4月1日現在の本県の組織数は、89団体10,242人であり、本県の地域防火体制の一翼を担う重要な存在となっている。

第8-1表 防火対象物数

区 分	計		1-イ	1-ロ	2-イ	2-ロ	2-ハ	2-ニ	3-イ	3-ロ	4	5-イ	5-ロ	6-イ	6-ロ	6-ハ	6-ニ	7
	うち 高層 建築物		劇 場 等	公 会 堂 等	キ ャ パ レ ー 等	遊 技 場 等	営 業 性 風 俗 店 開 連 特 等	ポ カ ッ ラ ク ス オ ス 等	料 理 店 等	飲 食 店 等	百 貨 店 等	旅 館 等	共 同 住 宅 等	病 院 等	(社 会 入 福 祉 所 施 設 等)	(社 会 通 福 祉 所 施 設 等)	幼 稚 園 等	学 校
県 計	173,614	5,047	171	3,123	19	325	1	110	90	3,900	6,421	1,171	65,342	3,780	2,453	4,147	674	5,187
北 九 州 市	32,812	1,167	40	489	8	78	0	25	15	609	1111	132	11945	763	402	635	149	1135
福 岡 市	59,516	3,006	54	840	3	88	1	30	11	1651	1621	539	29326	899	440	1,068	177	1346
大 牟 田 市	4,197	33	2	43	0	9	0	6	8	105	181	14	759	174	119	134	27	186
直 方 市	2,427	9	1	20	0	6	0	1	2	43	120	4	462	56	48	80	21	92
柳 川 市	1,504	15	2	38	1	2	0	2	1	51	95	14	184	50	48	60	10	92
筑 後 市	1,268	11	3	16	1	4	0	0	3	39	80	9	213	52	29	56	5	61
行 橋 市	1,426	18	1	31	0	0	0	4	3	35	100	8	482	64	43	70	10	51
中 間 市	863	3	2	10	0	1	0	0	0	17	44	1	309	24	24	39	11	35
み や ま 市	910	-	1	32	0	1	0	2	2	39	70	5	131	26	38	36	3	19
糸 島 市	1,747	40	0	44	0	3	0	0	3	71	114	27	525	83	43	79	8	63
苅 田 町	1,754	21	0	42	0	2	0	0	0	22	63	9	508	23	16	33	4	57
八 女 地 区	3,342	6	0	132	2	4	0	3	12	54	173	27	552	67	78	94	5	106
筑 紫 野 太 宰 府	5,140	75	1	120	0	12	0	4	0	109	230	23	2384	113	70	113	30	201
飯 塚 地 区	3,353	33	17	84	0	10	0	4	0	44	156	26	606	91	130	214	20	181
春 日 大 野 城 那 珂 川	8,851	105	7	117	0	17	0	6	0	146	363	13	4426	167	72	153	23	146
田 川 地 区	2,928	2	3	188	0	8	0	1	2	69	176	23	522	106	159	223	7	170
久 留 米 広 域	17,285	326	18	197	2	30	0	11	16	358	669	79	5264	461	297	390	61	598
京 築 広 域	2,234	2	2	107	1	7	0	0	3	42	107	24	309	39	62	109	13	126
直 方 鞍 手 広 域	1,828	1	6	53	0	7	0	2	4	28	97	51	329	80	87	73	17	38
甘 木 朝 倉 広 域	3,745	9	1	126	1	8	0	0	0	73	201	40	615	73	43	73	11	104
粕 屋 南 部	6,595	58	6	150	0	12	0	4	3	92	225	19	2279	117	50	144	17	91
宗 像 地 区	4,007	60	2	138	0	6	0	1	0	90	175	46	1326	112	67	120	17	133
粕 屋 北 部	3,502	33	0	72	0	4	0	3	0	63	139	10	1159	69	33	53	21	70
遠 賀 中 間 広 域	2,380	14	2	34	0	6	0	1	2	50	111	28	727	71	55	98	7	86

令和4年3月31日現在

8	9-イ	9-ロ	10	11	12-イ	12-ロ	13-イ	13-ロ	14	15	16-イ	16-ロ	16-2	16-3	17	18	19	区 分
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジオ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	防特定複合用途 防火対象物	防特定複合用途 防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	
177	107	78	130	2,434	15,134	2	2,434	21	13,604	18,342	14,525	9,465	3	-	177	67	-	県 計
28	28	20	32	496	2999	1	561	6	2604	3476	3017	1936	0	0	32	40	0	北 九 州 市
15	60	11	51	472	1650	1	917	4	2745	4945	6239	4272	3	0	30	7	0	福 岡 市
6	0	11	4	90	743	0	83	0	533	559	257	130	0	0	5	9	0	大 牟 田 市
3	0	0	1	67	462	0	47	0	207	342	226	108	0	0	4	4	0	直 方 市
7	0	0	1	57	259	0	14	0	198	149	107	60	0	0	2	0	0	柳 川 市
1	0	2	2	19	307	0	1	0	177	135	31	20	0	0	2	0	0	筑 後 市
3	2	0	0	22	130	0	7	1	68	154	115	19	0	0	2	1	0	行 橋 市
1	0	0	1	10	108	0	5	0	43	85	60	32	0	0	1	0	0	中 間 市
2	0	0	2	32	152	0	6	0	98	139	64	10	0	0	0	0	0	み や ま 市
6	3	2	4	68	125	0	13	0	96	172	142	50	0	0	3	0	0	糸 島 市
2	0	0	0	18	262	0	19	1	286	261	67	59	0	0	0	0	0	苅 田 町
9	0	1	0	39	722	0	53	0	506	396	193	104	0	0	10	0	0	八 女 地 区
9	0	7	4	87	300	0	34	0	251	453	366	214	0	0	5	0	0	筑紫野太宰府
9	1	2	1	45	473	0	41	0	353	389	344	105	0	0	5	2	0	飯 塚 地 区
3	3	4	4	46	511	0	72	0	471	1056	527	498	0	0	0	0	0	春日大野城那珂川
12	1	3	3	77	409	0	10	0	145	318	236	52	0	0	5	0	0	田 川 地 区
22	6	5	4	306	1933	0	207	0	1878	2134	1281	1006	0	0	49	3	0	久 留 米 広 域
6	0	3	3	74	496	0	20	5	222	345	86	17	0	0	6	0	0	京 築 広 域
4	0	0	0	18	430	0	27	0	197	206	67	7	0	0	0	0	0	直 方 鞍 手 広 域
14	0	5	0	103	661	0	70	0	553	657	173	129	0	0	11	0	0	甘 木 朝 倉 広 域
4	0	1	3	95	912	0	97	0	1082	711	245	235	0	0	1	0	0	粕 屋 南 部
6	1	0	5	118	254	0	34	1	231	521	370	230	0	0	3	0	0	宗 像 地 区
1	2	0	4	34	486	0	73	0	513	396	181	115	0	0	1	0	0	粕 屋 北 部
4	0	1	1	41	350	0	23	3	147	343	131	57	0	0	0	1	0	遠 賀 中 間 広 域

第8-2表 防火管理者選任状況

令和4年3月31日現在

区 分	防火管理実施義務対象物数			防火管理者を選任している防火対象物						消防計画を作成している防火対象物						
	計	甲種	乙種	防火対象物数			選 任 率			防火対象物数			作 成 率			
				計	甲種	乙種	計	甲種	乙種	計	甲種	乙種	計	甲種	乙種	
県 計	47,104	40,741	6,363	41,686	36,806	4,880	88.5	90.3	76.7	40,480	35,756	4,724	85.9	87.8	74.2	
(1)	イ 劇 場 等	108	104	4	106	102	4	98	98	100	106	102	4	98	98	100
	ロ 公 会 堂 等	2,567	1,524	1,043	2,201	1,375	826	86	90	79	2,174	1,358	816	85	89	78
(2)	イ キャバレー等	17	11	6	14	10	4	82	91	67	12	9	3	71	82	50
	ロ 遊 技 場 等	252	247	5	247	244	3	98	99	60	246	243	3	98	98	60
	ハ 性風俗関連特殊 特殊営業店舗等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ カラオケボックス等	102	90	12	100	88	12	98	98	100	100	88	12	98	98	100
(3)	イ 料 理 店 等	89	62	27	81	59	22	91	95	81	79	58	21	89	94	78
	ロ 飲 食 店	3,025	1,261	1,764	2,452	1,094	1,358	81	87	77	2,398	1,066	1,332	79	85	76
(4)	百 貨 店 等	4,272	2,971	1,301	3,646	2,768	878	85	93	67	3,569	2,723	846	84	92	65
(5)	イ 旅 館 等	737	708	29	715	687	28	97	97	97	709	681	28	96	96	97
	ロ 共 同 住 宅 等	11,650	11,578	72	9,895	9,838	57	85	85	79	9,406	9,356	50	81	81	69
(6)	イ 病 院 等	1,157	1,115	42	1,103	1,070	33	95	96	79	1,096	1,063	33	95	95	79
	ロ 社 会 福 祉 施 設 等 (入居)	1,959	1,959	-	1,892	1,892	-	97	97	-	1,884	1,884	-	96	96	-
	ハ 社 会 福 祉 施 設 等 (通所)	2,140	1,858	282	2,059	1,797	262	96	97	93	2,050	1,790	260	96	96	92
	ニ 幼 稚 園 等	386	380	6	375	369	6	97	97	100	369	365	4	96	96	67
(7)	学 校	1,438	1,421	17	1,378	1,368	10	96	96	59	1,364	1,354	10	95	95	59
(8)	図 書 館 等	111	94	17	108	92	16	97	98	94	106	92	14	95	98	82
(9)	イ 特 殊 浴 場	94	73	21	92	71	21	98	97	100	92	71	21	98	97	100
	ロ 一 般 浴 場	25	20	5	24	20	4	96	100	80	23	19	4	92	95	80
(10)	停 車 場 等	34	34	-	34	34	-	100	100	-	34	34	-	100	100	-
(11)	神 社 ・ 寺 院 等	1,117	905	212	943	785	158	84	87	75	907	760	147	81	84	69
(12)	イ 工 場 等	989	979	10	929	922	7	94	94	70	905	898	7	92	92	70
	ロ ス タ ジ オ	1	-	1	1	-	1	100	-	100	1	-	1	100	-	100
(13)	イ 駐 車 場 等	15	11	4	14	10	4	93	91	100	14	10	4	93	91	100
	ロ 航 空 機 格 納 庫 等	3	3	-	2	2	-	67	67	-	2	2	-	67	67	-
(14)	倉 庫	355	350	5	328	323	5	92	92	100	316	311	5	89	89	100
(15)	事 務 所 等	3,719	3,144	575	3,405	2,938	467	92	93	81	3,332	2,877	455	90	92	79
(16)	イ 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	8,673	7,852	821	7,679	7,056	623	89	90	76	7,419	6,839	580	86	87	71
	ロ 非 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	2,025	1,953	72	1,820	1,759	61	90	90	85	1,726	1,672	54	85	86	75
(16-2)	地 下 街	3	3	-	3	3	-	100	100	-	3	3	-	100	100	-
(17)	文 化 財	41	31	10	40	30	10	98	97	100	38	28	10	93	90	100

第8-3表 消防設備士免状交付数の推移

区分	総計	種類合計		特類 甲種	第1類			第2類			第3類			第4類			第5類			第6類	第7類
		甲種	乙種		小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種		
合計	52,731	28,033	24,698	141	10,487	8,330	2,157	3,834	3,017	817	2,375	1,916	459	16,026	12,871	3,155	2,418	1,758	660	10,471	6,979
昭和52年度以前累計	16,514	9,844	6,670	-	3,327	2,926	401	1,197	987	210	582	492	90	5,527	5,080	447	540	359	181	1,975	3,366
53年度	1,622	890	732	/	424	321	103	175	123	52	131	108	23	347	266	81	100	72	28	251	194
54年度	1,467	833	634	/	363	281	82	191	151	40	65	37	28	374	307	67	87	57	30	248	139
55年度	1,775	1,023	752	/	499	380	119	120	92	28	80	72	8	503	417	86	85	62	23	343	145
56年度	1,434	881	553	/	251	179	72	42	25	17	61	43	18	661	629	32	17	5	12	306	96
57年度	1,137	508	629	/	240	138	102	98	73	25	43	26	17	345	233	112	53	38	15	251	107
58年度	877	544	333	/	169	108	61	92	80	12	48	38	10	342	270	72	58	48	10	80	88
59年度	1,003	517	486	/	150	91	59	63	51	12	55	49	6	366	277	89	61	49	12	186	122
60年度	725	305	420	/	144	104	40	59	45	14	21	14	7	170	129	41	19	13	6	196	116
61年度	651	295	356	/	167	103	64	40	29	11	35	29	6	165	119	46	21	15	6	148	75
62年度	680	301	379	/	146	105	41	43	27	16	36	31	5	134	100	34	46	38	8	211	64
63年度	576	240	336	/	154	82	72	48	25	23	26	13	13	132	107	25	26	13	13	135	55
平成元年度	621	286	335	/	147	101	46	46	28	18	42	31	11	174	108	66	27	18	9	97	88
2年度	545	274	271	/	134	97	37	40	30	10	26	13	13	165	103	62	34	31	3	90	56
3年度	591	280	311	/	147	109	38	58	39	19	49	29	20	131	86	45	26	17	9	120	60
4年度	630	322	308	/	121	100	21	60	42	18	34	23	11	187	140	47	25	17	8	154	49
5年度	649	367	282	/	229	192	37	55	44	11	32	26	6	123	87	36	21	18	3	141	48
6年度	949	571	378	/	208	161	47	98	86	12	55	41	14	290	234	56	57	49	8	136	105
7年度	849	410	439	/	231	200	31	74	53	21	28	27	1	165	109	56	45	21	24	226	80
8年度	786	471	315	/	211	168	43	49	37	12	35	25	10	244	204	40	41	37	4	162	44
9年度	804	476	328	/	212	180	32	66	59	7	63	55	8	197	167	30	23	15	8	191	52
10年度	825	431	394	/	139	110	29	87	75	12	45	41	4	230	172	58	52	33	19	197	75
11年度	736	398	338	/	147	115	32	61	50	11	54	47	7	212	157	55	35	29	6	183	44
12年度	471	203	268	/	76	60	16	35	21	14	28	21	7	106	62	44	45	39	6	139	42
13年度	666	303	363	/	136	109	27	32	20	12	30	25	5	162	125	37	38	24	14	194	74
14年度	644	241	403	/	105	83	22	41	25	16	21	15	6	145	101	44	33	17	16	235	64
15年度	618	315	303	/	136	120	16	32	24	8	21	17	4	168	128	40	34	26	8	149	78
16年度	490	228	262	/	86	70	16	33	28	5	27	18	9	112	84	28	35	28	7	144	53
17年度	540	264	276	9	98	74	24	46	33	13	24	22	2	136	103	33	27	23	4	137	63
18年度	603	273	330	2	105	87	18	44	32	12	20	16	4	175	118	57	24	18	6	193	40
19年度	687	314	373	13	104	85	19	54	46	8	19	18	1	162	120	42	41	32	9	210	84
20年度	633	266	367	3	108	79	29	46	37	9	28	21	7	133	90	43	48	36	12	187	80
21年度	702	370	332	3	117	101	16	51	42	9	41	33	8	198	155	43	43	36	7	188	61
22年度	1,108	567	541	15	164	144	20	74	60	14	48	43	5	405	266	139	49	39	10	245	108
23年度	1,100	499	601	24	123	96	27	72	57	15	58	50	8	370	225	145	61	47	14	273	119
24年度	994	394	600	5	130	88	42	51	36	15	31	22	9	286	200	86	58	43	15	310	123
25年度	1,071	475	596	12	162	114	48	51	44	7	47	39	8	341	229	112	48	37	11	298	112
26年度	1,057	475	582	11	121	88	33	46	40	6	53	49	4	365	245	120	54	42	12	285	122
27年度	972	399	573	4	130	82	48	47	34	13	43	33	10	318	207	111	54	39	15	280	96
28年度	1,035	534	501	9	175	136	39	60	52	8	46	41	5	325	254	71	59	42	17	235	126
29年度	1,030	520	510	5	202	163	39	48	39	9	39	33	6	326	231	95	64	49	15	250	96
30年度	945	487	458	16	131	110	21	61	54	7	60	51	9	295	207	88	55	49	6	241	86
令和元年度	919	439	480	10	118	90	28	48	42	6	45	39	6	314	220	94	49	38	11	251	84
令和2年度	348	167	181	4	57	49	8	9	8	1	21	20	1	106	75	31	17	11	6	98	36
令和3年度	1,262	618	644	8	206	188	18	46	40	6	45	41	4	397	301	96	53	40	13	421	86

第8-4表 民間防火組織の状況

令和4年4月1日現在

区 分	合 計		幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性(婦人)防火クラブ	
	クラブ数	クラブ部員	クラブ数	クラブ部員	クラブ数	クラブ部員	クラブ数	クラブ部員
県 計	659	75,393	538	63,965	33	1,087	89	10,242
北 九 州 市	67	13,241	60	8,718	2	27	5	4,496
福 岡 市	12	17,227	2	16,773	7	261	3	193
大 牟 田 市	30	655	21	526	-	-	9	129
直 方 市	22	1,199	22	1,199	-	-	-	-
柳 川 市	25	3,152	24	1,361	-	-	1	1,791
筑 後 市	17	508	16	458	-	-	1	50
行 橋 市	-	-	-	-	-	-	-	-
中 間 市	11	1,489	10	989	-	-	1	500
み や ま 市	16	757	15	695	1	62	-	-
糸 島 市	9	127	1	40	1	27	7	60
苅 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-
八 女 地 区	30	2,352	19	2,007	7	214	4	131
筑紫野太宰府	4	270	1	137	2	105	1	28
飯 塚 地 区	55	5,520	53	5,612	-	-	2	135
春日大野城那珂川	2	70	-	-	1	19	1	50
田 川 地 区	57	4,360	56	4,214	-	-	1	146
久 留 米 広 域	159	11,670	121	9,866	3	273	35	1,531
京 築 広 域	1	32	-	-	-	-	1	32
直方鞍手広域	1	50	-	-	-	-	1	50
甘木朝倉広域	46	2,883	33	2,722	6	44	7	117
粕 屋 南 部	35	1,176	33	1,149	1	7	1	20
宗 像 地 区	23	3,886	20	3,315	1	38	3	351
粕 屋 北 部	21	2,513	19	2,326	1	10	1	34
遠賀中間広域	16	2,256	12	1,858	-	-	4	398

